

試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書

試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書		連 事 年	結 業 度	法人名	( )		
試験研究費の額の合計額 (各連結法人の別表六の二(五)付表「1」の合計)	1	円		超過税額控除割合 $(11) - \frac{10}{100} \times 0.2$	12		
調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「7」 又は別表一の二(三)「2」)	2	円		平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に係る税額控除限度額 $(10) \times (12)$	13		
試験研究費の増加額に係る税額控除	比較試験研究費の合計額 (各連結法人の別表六の二(六)「12」の合計)	3		当期税額基準額 $(2) \times \frac{10}{100}$	14		
	試験研究費の増加額 (1) - (3) ( $(1) \leq (21)$ 又は $(22)$ の場合は0)	4		当期分の特別控除額 (13)と(14)のうち少ない金額)	15		
	試験研究費の増加額に係る税額控除限度額 $(4) \times \frac{5}{100}$	5		法人税額の特別控除額 (7)の金額又は(15)の金額)	16		
	当期税額基準額 $(2) \times \frac{10}{100}$	6	基準試験研究費の額の計算に関する明細				
当期分の特別控除額 (5)と(6)のうち少ない金額)	7	前二 年以 内に 開始 した 連結 親法 人事 業年 度合	連結親法人事業年度	試験研究費の額の合計額	当該連結親法人事業年度の月数 (17)の連結親法人事業年度の月数	改定試験研究費の額の合計額 (18) × (19)	
平均売上金額の10%相当額を超える税額控除	平均売上金額の合計額 (各連結法人の別表六の二(六)「5」の合計)	8	平	・	円	円	
	平均売上金額の10%相当額 $(8) \times \frac{10}{100}$	9	平	・			
	平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額 (1) - (9)	10	平	・			
			平	・			
	試験研究費割合 $\frac{(1)}{(8)}$	11	連 結 親 法 人 事 業 年 度 合	前 度 が な い 場 合	基準試験研究費の額 (20)の金額のうち最も多い金額)	21	円
				基準試験研究費の額 (各連結法人の前事業年度又は他の前連結事業年度の月数調整後の試験研究費の額の合計)	22		

別表六の二(五)

平二十・四・一以後開始連結事業年度分

## 別表六の二（五）の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の9第9項（試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「法人税額の特別控除額（(7)の金額又は(15)の金額）<sup>16</sup>」は、措置法第68条の9第9項第1号の規定の適用を受ける場合には「又は(15)の金額」を消し、同項第2号の規定の適用を受ける場合には「(7)の金額又は」を消して記載します。

$$3 \quad \frac{\text{「当該連結親法人事業年度の月数」}}{\text{「(17)の連結親法人事業年度の月数」}} \quad 19 \quad \text{の分子には、当期}$$

の月数を、分母には「17」の連結親法人事業年度の月数を、それぞれ記載します。

なお、月数は暦にしたがって計算し、1月に満たない端数は1月とします。